

## 鳥居建仁先生の公務災害認定を求める要請書

原告の鳥居建仁先生は 2002 年 9 月 13 日、愛知県豊橋市石巻中学校の体育館で学校祭の最中に脳内出血で倒れました。生徒指導主事、陸上部顧問として朝は 7 時頃から夜は 8 時や 9 時までの勤務が続く毎日でした。前夜は学校祭の準備と夜警のために学校に泊まり込み、校長室のソファで電灯をつけたまま仮眠し、翌日はそのまま学校祭を迎え、ユニホックの模範試合の最中に倒れたものです。一命は取りとめたものの身体障害 1 級、高次脳機能障害となり分限免職となりました。公務災害の申請をしましたが認められませんでした。それは、全生活をかけて教育活動に邁進してきたこと全てが否定されたも同然でした。鳥居先生は「僕は公務災害だ。」と、退職金受け取りを拒否し、公務災害認定と教育現場への復帰をのみを思い、不自由な生活を送っています。

労働基準法では、労使協定を締結した場合の時間外労働の基準の上限は 1 週間で 15 時間、1 ヶ月間で 45 時間、3 ヶ月間で 120 時間と定めています。ところが鳥居先生は発症前 1 週間の時間外勤務は 44 時間 45 分、1 ヶ月では 128 時間 50 分、3 ヶ月では 345 時間 50 分になります。鳥居先生の時間外労働は、労働基準法、厚労省通達の通常の基準をはるかに超えています。審査会は「直前 1 週間は残業が 40 時間以上ある」ことを認めていながらも公務は過重ではなかったと申請を棄却しました。

厚労省通達は恒常的な長時間労働等の負荷が長期間に渡った場合には「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等とその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがあるとしています。教職員が長時間過密労働に追われていては、自らのいのちと健康を守ることも、子どもたちにより良い教育環境をつくることも出来ません。

この裁判を通して貴裁判所が公正な判断を行い鳥居先生の「公務外」認定処分を取り消していただきますようお願い致します。

氏 名	住 所